規約

　１ （名 称）　本会は、　　　　　　　　　と称する。

　２ （事 務 所）　本会の主たる事務所は、　　　　　　　に置く。

　３ （目 的）　本会は、　　　　　　の理念に基づき、　　　　　　の実現のために

　　　　　　　　　 必要な政治活動を行うことを目的とする。

　４ （事 業） 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

 (1) 研究会、講演会等の開催

 (2) 機関紙、その他の印刷物の発行

 (3) 関係方面の宣伝活動

 (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

　５ （会 員）　本会の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

　６ （役 員）　本会に次の役員をおく。

　　　　　　　　　 会長１名、副会長２名、幹事若干名、会計責任者１名、

　　　　　　　　　 会計職務代行者１名、監事２名

　７ （役員の選出及び任期）

　　　　　　　　　 (1)　役員は、総会において選出する。

　　 　　　　　　　(2)　役員の任期は１年とする。ただし再任を妨げない。

 ８ （会　　議）　(1)　会長は、毎年１回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を

 招集する。

　　　　　　　　　 (2)　会長は、必要に応じ役員会を招集する。

　９ （経 費）　本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。

　10 （会 費）　本会の会費は、年　　　　　　円とする。

 11 （会計年度）　本会の会計年度は、毎年１月１日から12月31日までとする。

 12 （会計監査）　会計責任者は、本会の経理につき年１回監事による監査を受け、

　　　　　　　　 その監査意見書を付して総会に報告する。

　13 （規約の改廃）　本規約の改廃は、総会において決定する。

 14 （補　　則）　本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

 　　付　　則

 本規約は、令和　　年　　月　　日より実施する。